



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 4 日 (金)
第 8 8 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書類の指定 (659) (青少年・家庭課) 2
	知事指定薬物の指定 (660) (医療指導課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (661) (〃) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (662) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (663) (〃) 3
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (664) (緑豊かな自然課) 3
	地域森林計画の決定予定 (665) (林政企画課) 3
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (666・667) (〃) 4
	土地収用法による事業の認定 (668) (県土総務課) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (669) (治山砂防課) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (670) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	開発行為に関する工事の完了 (671) (西部総合事務所生活環境局) 6
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (28) (教育総務課) 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育環境課) 9

告 示

鳥取県告示第659号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

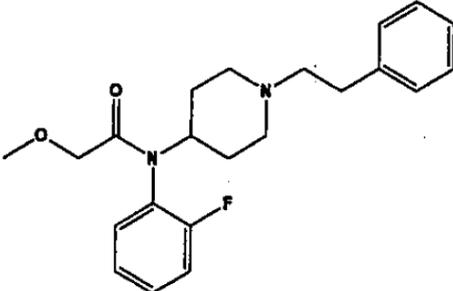
指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7257	雑誌	官能愛体験DX 11月号	雑誌 02591-11	(株)ブレインハウス
7258	〃	危険な愛体験Special 11月号	雑誌 12863-11	サニー出版(株)
7259	〃	ぶんか社ムック 快適S	ISBN978-4-8211-6596-4 雑誌 67982-96	(株)ぶんか社
7260	〃	気持ちいいカノジョの誘惑えっち	ISBN978-4-86436-972-5 雑誌 53454-68	(株)コアマガジン

鳥取県告示第660号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
28-知(1)-8	O c f e n t a n i l、 A-3217	N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類 

鳥取県告示第661号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
28-知(1)-5	EMB-FUBINACA	平成28年8月26日	平成28年9月3日
28-知(1)-6	APP-CHMINACA、PX-3	〃	〃
28-知(1)-7	Mexedrone、4-MMC-OMe	〃	〃

鳥取県告示第662号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 11 月 4 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社桃香苑	株式会社桃香苑 訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩 3-5	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 10 月 26 日	訪問介護

鳥取県告示第 663 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 11 月 4 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社桃香苑	株式会社桃香苑 訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩 3-5	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 10 月 26 日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第 664 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 11 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	平成 28 年 10 月 28 日

鳥取県告示第 665 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 28 年 11 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成 28 年 11 月 4 日から同年 12 月 2 日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成28年11月4日から同年12月2日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成28年11月4日から同年12月2日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第668号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

若桜町

2 事業の種類

若桜町氷ノ山スポーツ広場拡張事業

3 起業地

（1） 収用の部分 八頭郡若桜町大字つく米字シヨムカ地内

（2） 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

（1） 法第20条第1号の要件への適合性

若桜町氷ノ山スポーツ広場拡張事業（以下「本件事業」という。）は、若桜町氷ノ山スポーツ広場（以下

「本件施設」という。)の拡張を行おうとするものであり、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当し、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な予算について、予算措置が講じられているため、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件施設の拡張により、サッカー、ラグビー等団体競技での多人数利用にも対応できるようになり、本件施設の利用者増、交流人口の増及び経済効果の向上等が見込まれる。

また、スポーツ競技以外にも、西日本雪合戦大会の開催、学校関係の課外授業での利用も可能となり、多様な利用者による利用増も見込まれる。

若桜町立高原の宿氷太くん及び拡張された本件施設が一体的に活用されることにより、運動場としての効果に加え、町外からの利用者増加につながることから、町の活性化に資すると考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際に周辺環境に十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定については、利用者にとっての利便性、工事による環境への影響、経済性等の観点から 3 つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件施設は若桜町立高原の宿氷太くんと一体利用されており、合宿利用をしようとする団体競技として、サッカー、ラグビーなどがあるが、現在のグラウンド面積では、サッカーは日本サッカー協会の規定による全国規模の大会で使用するフィールド面積を満たせず、ラグビーもサッカーと同程度の面積が必要なため、大人向け競技では一面の確保も難しい状態にある。よって、少人数での活動しか行えず、多人数の場合は町内の別の施設に移動して活動をする団体もあるなど、競技練習場としての機能に支障をきたしている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1) から (4) までの判断から、本件事業は法第 20 条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 の規定による図面の縦覧場所

八頭郡若桜町若桜 801-5

若桜町役場 町土整備課

鳥取県告示第669号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

小沢見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市小沢見字西沢304	1号
鳥取市小沢見字寺ノ谷780	2号
鳥取市小沢見字牛込788-1	3号
鳥取市小沢見字牛込796	4号
鳥取市小沢見字居屋敷ノ二218	5号
鳥取市小沢見字居屋敷ノ二210	6号
鳥取市小沢見字居屋敷ノ二203	7号

鳥取県告示第670号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フォーリー ークローバーズ	デイサービスよつ ば	米子市上福原五丁 目1-16	平成28年11月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第671号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成28年10月19日 鳥取県指令第201600100715号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字下ノ垣2322-10

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2322-11

清水 翔太

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第28号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年11月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年11月8日(火) 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立美術館整備基本構想中間とりまとめについて
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成28年12月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	平成28年12月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年12月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成28年12月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年12月13日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年12月20日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年11月4日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

1 調達内容

- (1) 業務案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

- (2) 業務案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 業務の期間

平成28年12月28日から平成29年2月8日まで

- (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

- (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年11月14日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成28年11月4日から同年12月16日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

- (5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

- (6) 平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象とした調達公告に示した業務と同様の業務について、国又は地

方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成28年11月4日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会を、(1)の場所で平成28年12月6日(火)午後1時30分から行う。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年12月16日(金)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日(木)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年11月25日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債並びに会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 25, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 16, 2016 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 15, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice :Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School
925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi Tottori 684-0043 Japan TEL : 0859-45-0411